

河内長野市小規模修繕工事契約希望者登録申請をされる方へ

【一般的事項】

1. 目的

この登録制度は、建設業の許可を受けていない等の理由により、河内長野市に競争入札参加資格審査の申請をすることができない方でも、河内長野市が発注する小規模な修繕契約（契約予定金額が50万円以下のもの）を希望する方を登録し、市内小規模事業者の受注機会の拡大を図ることによって、市内経済の活性化に資することを目的とするものです。

2. 登録できる方

河内長野市内に主たる事業所を有する方で、河内長野市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない方

- (1) 個人事業者、法人事業者を問いません
- (2) 建設業の許可の有無、経営規模、従業員数などは問いません

3. 登録できない方

- (1) 河内長野市内に主たる事業所を置かない方
- (2) 契約を締結する能力を有しない方及び破産者で復権を得ていない方
- (3) 河内長野市競争入札参加資格申請に基づく有資格者名簿に登載されている方
- (4) 希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない方（例：電気工事、管工事など）
- (5) 希望業種に関して営業の実績が2年に満たない方
- (6) 市税を滞納している方

4. 登録者の取扱

河内長野市小規模修繕工事契約希望者登録申請書（様式1）を提出し、審査に合格した方は、河内長野市小規模修繕工事契約希望者登録名簿に登載し、庁内に周知することにより、河内長野市が発注する小規模な修繕契約の際に業者選定の対象となります。なお、登録によって業者選定や契約を約束するものではありません。

5. 申請

- (1) 受付期間 令和4年12月1日（木）から随時受付します。
ただし、土・日曜日、祝日を除きます。
- (2) 受付時間 午前9時00分から午後5時30分まで
- (3) 提出書類
 - ① 河内長野市小規模修繕工事契約希望者登録申請書（様式1）
 - ② 登記事項証明書等

- ・法人事業者：登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
 ※法務局で発行されます。
 ※申請日から3箇月以内に発行されたもの。写し可。
- ・個人事業主：地方自治法に基づき交付される身分証明書（成年被後見人等又は破産に関する証明書）
 ※本籍地のある市区町村の役所（戸籍担当課）で発行されます。
 ※申請日から3箇月以内に発行されたもの。写し可。

③ 市税の完納証明書（完納証明書が出ない場合は、納付誓約書の写し）

- ・法人事業者：法人市民税、固定資産税・都市計画税（※）
- ・個人事業主：個人市町村民税、固定資産税・都市計画税（※）

※市税の完納証明書は、お住まいの市区町村の役所(税務担当課)で発行されます。

※固定資産税・都市計画税の完納証明書は、河内長野市に納税義務のある法人又は個人で登録申請される場合のみ必要

④ 業務実績書（修繕工事希望業種に係る最近の業務実績を記載してください。）

⑤ 登録を希望する業種を履行するために必要な資格、免許等の写し

⑥ 河内長野市小規模修繕工事契約希望者登録申請書受付票

(4) 申請方法 申請書等を持参により提出ください。 **※ 郵送による受付不可**

(5) 受付場所および問い合わせ先

受付場所 河内長野市役所 4階 契約検査課

問い合わせ先 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市役所総務部契約検査課

電話 0721-53-1111 内線465・467

6. 有効期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間です。ただし、登録の有効期間の途中で申請された方は、その残存期間の登録となります。

7. 登録内容の変更

申請後に、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに河内長野市小規模修繕契約希望者登録変更届（様式2）を提出してください。

- (1)住所又は所在地及び電話番号等を変更したとき。
- (2)氏名又は法人名称及び代表者を変更したとき。
- (3)廃業等により営業ができないとき。
- (4)登録を辞退したとき。

また、(1)、(2)のいずれかに該当する場合は、さらに上記5.申請の(3)に記載の書類をあわせて提出してください。

なお、個人事業主の事業承継に係る変更の際は、被承継人及び承継人は事業承継届（様式3）並びに所得税法第229条に基づく「個人事業の開業・廃業等届出書」もあわせて提出してください。

【契約に関する事項】

1. 発注の方法

原則として複数の業者の見積競争により、最も低い価格の見積書を提出された方と契約することになります。

また、指名をされた場合でも、都合により辞退されることは自由ですが、その場合は必ず連絡（電話可）をお願いします。

2. 契約の方法

契約の相手方となった場合には、発注担当課の指示に従って原則として書面（契約書又は請書）により契約します。なお、この制度に係る契約保証金は免除します。

3. 契約の履行

契約は、河内長野市契約事務規則、その他関係法令に基づき、信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は、自ら履行（施工）することとし、**一括下請け（丸投げ）はもちろんだ下請けは原則認めません**ので、希望業種の記載事項は自ら履行できる業種を得意な順に記載してください。

4. 請負代金の支払い時期

請負代金の支払いは、業務終了後に行う検査に合格した後、請求に基づき支払います。支払い時期は、正当な請求を受けてから30日以内です。

なお、前金払・中間支払はありません。

5. 不正行為の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を行わないでください。登録業者が業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合には、契約解除を含め登録を取り消します。

6. 登録者名簿の庁内周知

この制度による登録者名簿は庁内に周知することにより、本制度の利用促進を図ります。

【申請書の書き方】

1. 所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業者が自宅等で事業を行っている場合は、自宅等を事業所として記載してください。

2. 商号又は名称

法人事業者の場合は、商業登記簿に記載された商号を記入し、個人事業者の場合は、通常使用している商号・屋号・名称がある場合は、それを記入してください。

3. 代表者役職・氏名

法人の場合は、商業登記簿に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業者の場合は、「代表」と記入してください。

4. 使用印鑑

使用印鑑については、登録期間中に見積書、請書、契約書、請求書等に使用する印鑑を押印してください。

5. 登録希望業種

希望業種は、3業種以内で記入してください。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を必要とする場合は、それらを受けていなければ申請することはできません。許可・免許・登録等を有する方は、その種類・名称等を記入し、そのことを証明する書類の写しを添付してください。

<業種例>

ガラス・サッシ・網戸・建具（障子、襖）・屋根・門扉・内装（カーテン、カーペット）・畳・外壁吹付・錠鍵・タイル張・ブロック積・塗装・防水・大工・左官・電気設備・水道設備・ネットフェンス・家具等

6. その他の注意事項

- ① 提出書類に不備のあるものは、受付できませんので記載漏れ等にご注意ください。
- ② 受付け後、資格審査結果については通知しません。
- ③ 申請において虚偽の記載事項があった場合は、この登録を取り消すことがあります。